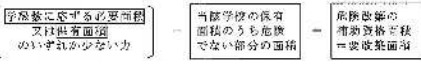


第 7 教育・スポーツ部門

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
公立小中学校・義務教育学校	小中学校、義務教育学校校舎増築事業（公立学校施設整備費国庫負担金）	市町村	教室不足を解消するための校舎の新築又は増築事業（買取その他これに準ずる方法による取得を含む、以下公立小中学校等施設について同じ。）	（国直） 補助対象事業費の1/2 （離島の場合は5.5/10）		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞90% （財対債15%を含む）	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 （財対債は50%）	＜資格面積＞ 「学級数に応ずる必要面積」－「当該学校の保有面積」＝「資格面積」 ＜教室不足＞ ①普通教室の数、②普通教室の総面積、③特別教室の数、④特別教室の総面積、⑤多目的教室の総面積、⑥多目的教室及び少人数授業用教室の総面積のいずれかが文部科学大臣が定める基準に達していない場合の状態をいう。 ＜学級数の算定日＞ 新増築を行う年度の5月1日で算定する。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目	財務施設課
	小中学校、義務教育学校屋内運動場新増築事業（公立学校施設整備費国庫負担金）	市町村	屋内運動場の新築又は増築事業	（国直） 補助対象事業費の1/2 （離島の場合は5.5/10）		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞90% （財対債15%を含む）	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 （財対債は50%）	＜資格面積＞ 「学級数に応ずる必要面積」－「当該学校の保有面積」＝「資格面積」 ＜学級数の算定日＞ 新増築を行う年度の5月1日で算定する。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目	財務施設課
	小中学校、義務教育学校統合校舎等の新増築事業（公立学校施設整備費国庫負担金）	市町村	小中学校等を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築事業	（国直） ＜校舎＞ 補助対象事業費の1/2 （離島、過疎の場合は5.5/10） ＜屋内運動場＞ 補助対象事業費の1/2 （過疎の場合は5.5/10）		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞90% （財対債15%を含む）	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 （財対債は50%）	＜資格面積＞ 「学級数に応ずる必要面積」－「統合学校の保有面積」＝「資格面積」 校舎、屋内運動場ごとに計算する。 ＜学級数の算定日＞ ①統合を行う年度に新増築を行う場合 ・4月1日以降5月1日までに統合を行う場合・・・5月1日 ・5月2日以降翌年の3月31日までに統合を行う場合・・・統合日 ②統合を行う年度前3年度内に新増築を行う場合 ・4月1日以降5月1日までに統合を行う場合・・・統合を行う年度の5月1日 ・5月2日以降翌年の3月31日までに統合を行う場合・・・統合日 学校統合が条例等で定められたもの限り、統合予定年度の3年度前から整備することができる。 ※ 統合後やむを得ない理由等があり学校建物の新増築が遅れた場合でも、あらかじめ協議を行い文部科学大臣が必要と認めたものについては統合事業とすることができる（おおむね6年程度）。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目	財務施設課
公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期）	学びの多様化学校又は夜間中学の用に供する既存施設の改修事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）及び夜間中学の設置や狭あい化した施設のエデュケーション環境の改善等事業	（国直） 補助対象事業費の1/2		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞90% （財対債15%を含む）	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 （財対債は50%）	＜工事内容＞ ア．余裕教室や廃校等の既存施設を学びの多様化学校や夜間中学の用に供するように改修し、不登校児童生徒の学習環境等を改善する工事 ・学びの多様化学校や夜間中学として利用するために必要な改造工事 ・不登校児童生徒の学習環境等の改善を図る改造工事 イ．学びの多様化学校や夜間中学を設置することなどに伴い必要となる工事 ・教室の改修と併せて行う、屋内運動場の改造工事 ＜交付金算定対象の範囲（施設整備計画における工事費）＞ ・1校あたり400万円以上の事業が対象 ※ 2箇年以上の工事については、施設整備計画に計上している工事全体の工事費に対して適用	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課
公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期）・特別支援学校	屋内運動場の空調設備整備事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	避難所となる学校体育館等への空調整備事業	（国直） 補助対象事業費の1/2		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞75%	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	＜工事内容＞ ・冷暖房設備の設置工事（工事を伴う新設） ・冷暖房設備の設置と併せて実施する断熱性確保のための工事 ・上記の関連工事 ※資産が形成されないリース契約による空調設置は対象外。 ※関連工事は以下のとおり。 ・配管の新設工事 ・キュービクルの設置・更新など電源確保のための工事 ・床下、壁、屋根等の断熱・遮熱化工事に伴う内外装の撤去・再設置・更新工事 ・建具の改修工事 等 ＜交付金算定対象の範囲（施設整備計画における工事費）＞ 1校あたり400万円以上の事業が対象、上限額はEHPの場合は1億1,000万円、GHPの場合は1億4,000万円。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期・特別支援学校・幼稚園（幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を除く））	構造上危険な状態にある建物の改築事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	構造上危険な状態にある建物の改築事業	国直 補助対象事業費の1/3 （小中・義務・中等（前期）の過疎地域の場合は5.5/10、小中・義務・中等（前期）・特支（小中）の離島の場合は5.5/10、学校施設以外の公共施設との複合化・集約化を図る場合は1/2）		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞90% （財対債15%を含む） ※義務教育諸学校が対象	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 （財対債は50%）	＜資格面積＞  ○原則として面積の取扱いについては、国庫負担金事業の面積の取扱いに準ずる。 ＜構造上危険な状態にある建物＞ 建物の骨組みが危険な状態にある建物をいう。この危険な状態の度合いは耐力度で表示し、耐力度は構造耐力、健全度及び立地条件について耐力度調査票により測定する。耐力度調査を行った結果、耐力度点数（10,000点満点）が次の点数以下になった建物を構造上危険な状態にある建物という。 ・木造・・・5,500点 ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造、補強コンクリートブロック造等・・・4,500点 ※ 耐力度の特例あり。（詳細は公立学校施設整備事務ハンドブック参照）	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課
	不適格改築事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	教育を行うのに著しく不適当な事情のある建物の改築事業	国直 補助対象事業費の1/3 （小中・義務・中等（前期）の過疎地域の場合は5.5/10、小中・義務・中等（前期）・特支（小中）の離島の場合は5.5/10、学校施設以外の公共施設との複合化・集約化を図る場合は1/2）		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞90% （財対債15%を含む） ※義務教育諸学校が対象	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 （財対債は50%）	＜不適格改築の対象となる建物＞ ①耐震力不足建物の条件を満たすもの ②全面改築の条件を満たすもの ③適正配置の条件を満たすもの ④津波浸水想定区域内にある建物で移転又は高層化が必要と認められるもの ○原則として面積の取扱いについては、国庫負担金事業の面積の取扱いに準ずる。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課
	津波移転改築事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域における集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる建物の高台への移転改築事業	国直 補助対象事業費の1/2		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞90% （財対債15%を含む） ※義務教育諸学校（特別支援学校を除く）が対象	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 （財対債は50%）	＜要改築面積＞ 学級数等に応ずる必要面積又は保有面積のいずれか少ない方の面積 ＜対象要件＞ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要								
公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期）・特別支援学校・幼稚園	長寿命化改良事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	<長寿命化事業> 構造体の劣化対策を要する建築後 40 年以上経過した建物の長寿命化を図る事業 <予防改修事業> 建築後 20 年以上 40 年未満であるもの又は長寿命化改良後 20 年以上経過した建物について、長寿命化を図る前提として実施する外部改修工事及びその他長寿命化に資する工事を行う事業	国直 補助対象事業の 1/3		学校教育施設等整備事業<充当率> 90%（財対債 15%を含む）	元利償還金の 70%を基準財政需要額に算入（財対債は 50%）	<対象となる建物（長寿命化事業）> 次の条件を全て満たす建物が対象 ① 建築後 40 年以上経過したもの。 ② 今後 30 年以上使用する予定のもの。 ③ 構造体の劣化状況等について調査を行い、その結果、下記の「工事内容」に示す工事を要すると学校設置者が判断するもの。 また、コンクリート強度や不同沈下量、校地環境の安全性等の観点から、長期的に使うことが適切と学校設置者が判断するもの。 <工事内容（長寿命化事業）> 【必ず実施する工事】 ・水道、電気、ガス管等のライフラインの更新 ・鉄筋コンクリート造及びコンクリートブロック造の場合、少なくとも以下の a～c のうちいずれか 1 つ以上の工事 - a コンクリートの中性化対策 - b 鉄筋の腐食対策 - c 鉄筋のかぶり厚さの確保 ・鉄骨造の場合、少なくとも、以下の a、b のうちいずれかの工事 - a 鉄骨の腐食対策 - b 接合部の破損の補修 ・木造の場合、構造体の腐朽対策（土台、柱、梁等） 【原則として実施する工事】 ・耐久性に優れた材料等への取り替え（劣化に強い塗装・防水材等の使用） ・維持管理や設備更新の容易性の確保 ・少人数指導など多様な学習内容・学習形態による活動が可能となる環境の提供 ・断熱、二重サッシ、日射遮蔽等の省エネルギー対策 <対象となる建物（予防改修事業）> 次の条件を全て満たす建物が対象 ① 建築後 20 年以上 40 年未満であるもの又は長寿命化改良後 20 年以上経過したもの。 ② 個別施設計画毎の長寿命化計画（個別施設計画）に基づくもの。 <工事内容（予防改修事業）> 建物の長寿命化を図るための予防的な外部改修工事及びその他長寿命化に資する工事を対象とする。 【必ず実施する工事】 ・屋上の防水層の全面的な改修 ・躯体の長寿命化を目的とした外壁改修 【その他長寿命化に資する工事】 ・躯体のひび割れ、脆弱部分の補修 ・外壁の目地部分や建具周りのシーリング材の更新 ・外部建具の更新 ・その他付帯設備の更新・改修（水道、電気、ガス管等のライフラインの更新）等 <交付金算定対象の範囲（施設整備計画における工事費）> ① 長寿命化事業 1 校あたり 7,000 万円以上の事業が対象（小規模校（建物区分ごとに面積が 800 ㎡以下）1,000 万円、幼稚園 400 万円）。 ② 予防改修事業 1 校あたり 3,000 万円以上の事業が対象（小規模校 1,000 万円、幼稚園 400 万円）。上限額は 1 億円。 ※ ①・②の下限額については、施設整備計画に計上している工事全体の実工事費に対して学校単位で適用し、②の上限額は単年度ごと、建物区分ごとに適用	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課								
	屋外教育環境の整備に関する事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	屋外教育環境施設の整備事業	国直 補助対象事業費の 1/3		学校教育施設等整備事業<充当率> 75%		<対象校、対象施設> <table><tr><th>対象校</th><th>事業名称</th><th>整備事例</th></tr><tr><td>小学校 中学校 義務教育学校 特別支援学校 中等教育学校（前期課程）</td><td>屋外教育環境（グラウンド）</td><td>グラウンド（芝張り、植栽のための立木、暗渠廃水、その他）※芝張りは天然芝、人工芝を問わない。</td></tr><tr><td>幼稚園型認定こども園を除く。）</td><td>屋外教育環境（運動広場）</td><td>屋外運動広場（木登りの森、相撲の芝生、冒険の丘、アスレチックコース、花のトンネル、プレイコート）</td></tr></table> ※グラウンド整備と一体で行う遊具や防球ネットの新設・更新は国庫補助対象である。 ※部活動のみで使用するテニスコート等の整備については対象外とする。 ※土地の造成に係る費用は対象外とする。 <交付金算定対象の範囲（施設整備計画における工事費）> 1 校あたり 1,000 万円以上の事業が対象、上限額は 6,000 万円	対象校	事業名称	整備事例	小学校 中学校 義務教育学校 特別支援学校 中等教育学校（前期課程）	屋外教育環境（グラウンド）	グラウンド（芝張り、植栽のための立木、暗渠廃水、その他）※芝張りは天然芝、人工芝を問わない。	幼稚園型認定こども園を除く。）	屋外教育環境（運動広場）	屋外運動広場（木登りの森、相撲の芝生、冒険の丘、アスレチックコース、花のトンネル、プレイコート）	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱
対象校	事業名称	整備事例																
小学校 中学校 義務教育学校 特別支援学校 中等教育学校（前期課程）	屋外教育環境（グラウンド）	グラウンド（芝張り、植栽のための立木、暗渠廃水、その他）※芝張りは天然芝、人工芝を問わない。																
幼稚園型認定こども園を除く。）	屋外教育環境（運動広場）	屋外運動広場（木登りの森、相撲の芝生、冒険の丘、アスレチックコース、花のトンネル、プレイコート）																

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説 明	根拠法令等	摘 要
公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期）・特別支援学校・幼稚園	大規模改造事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	教育環境や生活様式の変化に伴う改装等の大規模改造に係る事業	国直 補助対象事業費の1/3 (財政力指数が1.0を超える設置者の場合は2/7) (バリアフリー化等施設整備工事のうち、整備を行う学校の保有面積が2,000㎡以上の場合1/2)		バリアフリー化等施設整備工事 (義務教育諸学校（特別支援学校を除く）) 学校教育施設等整備事業 <充当率>90% (財対債15%を含む) その他工事（義務教育諸学校） 学校教育施設等整備事業 <充当率>75%	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%) <			

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																	
公立小中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園	公害防止事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	公害（環境基本法第2条第3項の公害をいう。）の被害校の建物で教育環境上著しく不適当なものの改築及び、二重窓、換気装置その他の公害防止事業	国直 補助対象事業費の1/3 (小中・義務・中等(前期)・特支(視覚又は聴覚の小中)の離島5.5/10))		学校教育施設等整備事業 〈充当率〉75%		<事業概要> ① 騒音 ・採択範囲：「学校環境衛生基準」の判定基準に適合しない教室が対象 <table><tr><th colspan="2">教室内の騒音レベル</th><th rowspan="2">工事種別</th></tr><tr><th>窓を閉めている時</th><th>窓を開けている時</th></tr><tr><td>60dB<LAeq</td><td>65dB<LAeq</td><td>改築、改造、併行及び移転</td></tr><tr><td>50dB<LAeq≦60dB</td><td>55dB<LAeq≦65dB</td><td>改造及び併行</td></tr></table> 注1 改築：構造上危険な状態にある木造の施設を鉄筋コンクリート造の施設に改築する工事 2 改造：既存の施設の一部を模様替える工事 3 併行：施設の新築又は増築等の工事に併せて行う工事 4 移転：施設を移転する工事 ※ 改造及び併行工事には、二重窓、壁遮音、天井吸音及び空気調和設備等の騒音防止工事が含まれる。 ② 大気汚染 ・採択範囲：大気汚染の状況が次の環境基準に適合しない地域に在る学校建物とする。 a 二酸化硫黄 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.10ppm以下 b 一酸化炭素 1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下 c 浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値が0.10mg/㎡以下、かつ、1時間値が0.20mg/㎡以下 d 二酸化窒素 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下 e 光化学オキシダント 1時間値が0.06ppm以下 ・大気汚染に係る防止工事を行う大気汚染の程度及び工事種別は次のとおり <table><tr><th>汚染程度</th><th>工事種別</th></tr><tr><td>重度汚染</td><td>改築、改造、併行及び移転</td></tr><tr><td>軽度汚染</td><td>改造及び併行</td></tr></table> 注1 重度汚染：採択範囲における2以上の汚染物質の基準に該当する場合及び高濃度の汚染状況にあるもの。 2 軽度汚染：採択範囲において、注1以外のもの。 3 改築、改造、併行、移転の定義は、騒音に同じ。 ※ 改造及び併行工事には、気密建具、空気清浄機及び空気調和設備等の防止工事が含まれる。	教室内の騒音レベル		工事種別	窓を閉めている時	窓を開けている時	60dB<LAeq	65dB<LAeq	改築、改造、併行及び移転	50dB<LAeq≦60dB	55dB<LAeq≦65dB	改造及び併行	汚染程度	工事種別	重度汚染	改築、改造、併行及び移転	軽度汚染	改造及び併行	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課
教室内の騒音レベル		工事種別																									
窓を閉めている時	窓を開けている時																										
60dB<LAeq	65dB<LAeq	改築、改造、併行及び移転																									
50dB<LAeq≦60dB	55dB<LAeq≦65dB	改造及び併行																									
汚染程度	工事種別																										
重度汚染	改築、改造、併行及び移転																										
軽度汚染	改造及び併行																										
	防災機能の強化に関する事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	防災機能を強化するための施設整備事業	国直 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 〈充当率〉90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<整備内容> ① 建築非構造部材の耐震対策工事 ② 児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事 ③ 屋外防災施設 ④ 自家発電設備の整備 ⑤ その他防災機能強化に資する工事 ※ 高等学校及び中等教育学校の後期課程は③のみ対象 <交付金算定対象の範囲（施設整備計画における工事費）> ・1校あたり400万円以上、上限額は2億円（過去急増市町村にあつては3億円） ・自家発電設備の整備については、下限額は設置者単位で「200万円×設置校数」。ただし、1校500万円が上限 ※ 上限額は単年度ごと、下限額は施設整備計画に計上している工事全体の実工事費に対して適用	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課																	

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
公立小中学校・義務教育学校	学校統合に伴う既存施設の改修事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にする又は統合したことに伴い実施する既存の校舎又は屋内運動場の改修事業	(国直) 補助対象事業費の1/2 (校舎・屋内運動場の過疎、校舎の離島 5.5/10)		学校教育施設等整備事業<充当率>90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<事業概要> ① 老朽建物の長寿命化を図るために必要な工事を行う事業(長寿命化改良事業) ② 建物全体の改修工事を行う事業(長寿命化改良事業を除く) ③ 既存施設を統合校舎等として使用するために必要な改修工事を行う事業 a 学校統合に伴い、既存施設を統合校舎等として使用するために必要な改修工事 b 義務教育学校の設置に係る学校統合に伴い、既存施設を統合校舎等として使用するために建物に接続する施設(吹き抜けの渡り廊下等)を新設するために必要な工事ただし、当該施設については建物以外の工作物に該当するものに限る c 義務教育学校の設置に係る学校統合に伴い、教育を効果的に実施するために必要となる異学年交流スペースを既存施設に新設するために必要な内部改造工事 <交付金算定対象の範囲(施設整備計画における工事費)> ① 上記①に該当する事業 a 長寿命化事業 1校あたり7,000万円以上の事業が対象(小規模校(建物区分ごとに面積が800㎡以下)1,000万円) b 予防改修事業 1校あたり3,000万円以上の事業が対象(小規模校1,000万円)。上限額は1億円。 ② 上記②に該当する事業 1校あたり7,000万円以上の事業が対象(小規模校1,000万円) 上限額は2億円(過去急増市町村にあつては3億円) ③ 上記③に該当する事業 1校あたり400万円以上の事業が対象。上限額は2億円(過去急増市町村にあつては3億円)。 ※ 2箇年以上の工事に係る上限額は単年度ごと、建物区分ごとに適用し、下限額については、施設整備計画に計上している工事全体の実工事費に対して学校単位で適用	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課
	へき地学校等の寄宿舎、教職員住宅及び集会室の新増築事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	へき地教職員住宅、へき地集会室及びへき地寄宿舎の新増築事業	(国直) 補助対象事業費の1/2 (離島、過疎(統合) 5.5/10)		学校教育施設等整備事業<充当率>90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<資格面積> ① へき地教職員住宅 単独棟(戸)に集る定住戸数 2戸以上 80㎡/戸を算ず補助対象戸数(本居戸数) 〔居住にあつては、原則1戸用、1戸あたり10㎡以上とする。〕 ② へき地集会室 学校等に併する屋内運動場の必要面積 → 当該地区の屋内運動場(へき地集会室)の保有面積 → 集積資格面積 ③ へき地寄宿舎 1人当たり13㎡面積 × 当該地区の学校等の児童生徒数 → 必要戸数 → 資格面積	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課
	公立小中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・共同調理場・スポーツ施設(社会体育施設)	太陽光発電等の整備に関する事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	太陽光発電、風力発電、太陽熱利用設備又は蓄電池の整備事業	(国直) 補助対象事業費の1/3 (ただし、令和10年度までは1/2)		学校教育施設等整備事業<充当率>75%。	<整備内容> ① 太陽光発電等を設置するために必要となる工事一式 ② 蓄電池(単独で整備する場合には、太陽光発電設置校に限る。) ③ 地中熱利用設備、雪氷熱利用設備、小水力発電設備を設置するために必要となる工事一式(ZEB Ready 以上を既に達成している学校もしくは改築事業や長寿命化事業を実施することで将来的に ZEB Ready 以上を達成する学校に限る) <交付金算定対象の範囲(施設整備計画における工事費)> 各学校等で400万円以上 ※ 蓄電池については、1,000万円が上限 なお、上限額については単年度ごと、下限額については施設整備計画に計上している工事全体の実工事費に対して適用	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱 地方債同意等基準運用要項別紙21(1)ウ・2(1)	財務施設課 保健体育課 競技・施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
公立学校施設	部活動地域展開促進公立学校施設整備事業 (部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金)	市町村	運動部活動の地域展開を進めるにあたって必要となる学校施設の環境整備に対する補助	国直 補助対象経費の1/3		学校教育施設等整備事業 〈充当率〉75%		＜対象学校種＞ 公立の中学校 (義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部を含む。) ＜算定割合＞ 1/3 ＜工事内容＞ ・ 動線整備・セキュリティ強化工事 地域スポーツクラブ活動で施設を利用する者のための動線を確保するための整備に要する経費とする。 a. 学校外から施設やグラウンド等に入るための門や通路の新設に要する経費 b. 地域スポーツクラブ活動で利用する部屋(更衣室、便所等)と教室を分けるための扉の設置に要する経費 c. 地域スポーツクラブ活動で利用するエリアに係る警備操作器の導入に要する経費 ・ 出入口整備工事 地域スポーツクラブ活動で施設を利用する際に利便性を向上させるための出入口の整備に要する経費とする。 a. スマートロックの設置に伴う扉の設置・改修工事費 b. 当該事業と一体不可分となる附帯工事 ・ 用具庫整備工事 地域スポーツクラブ活動に必要な用具を保管するための用具庫の設置・改修に要する経費とする。 a. 学校の敷地内に倉庫を新設する際に要する経費(仮設は対象外。) b. 学校の敷地内にある既存の倉庫を、地域スポーツクラブ活動で使用するための改修に要する経費 ＜補助対象となる工事費の上限額、下限額＞ 上限額：学校単位で400万円 下限額：学校単位で100万円、設置者単位で400万円 ※ 学校単位で100万円を超えている場合でも、設置者単位で400万円に満たない場合は申請できない。	部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金(部活動地域展開促進公立学校施設整備事業)交付要綱	保健体育課
特別支援学校	特別支援学校建物の整備事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	特別支援学校の建物の整備事業	国直 ＜新增築事業＞ 補助対象事業費の1/2 ＜廃校・余裕教室等改修事業＞ 補助対象事業費の1/3(令和9年度までの間に実施する事業については1/2)	国直 ＜新增築事業＞ 補助対象事業費の1/2 ＜廃校・余裕教室等改修事業＞ 補助対象事業費の1/3(令和9年度までの間に実施する事業については1/2)	幼・高等部の新增築及び廃校・余裕教室等改修事業 学校教育施設等整備事業 〈充当率〉75% 小・中学部の新增築事業 学校教育施設等整備事業 〈充当率〉90% (財対債15%を含む)		① 新增築事業 小・中学部の新增築事業については、公立学校施設整備費負担金、幼・高等部については、学校施設環境改善交付金により措置 ＜資格面積＞ 原則として面積の取扱いについては、国庫負担金事業の面積の取扱いに準ずる。 児童等の登下校の必要面積 $=$ 事業を行う年度の5月1日における保有面積 $=$ 整備費格面積 ※ 必要面積 運用細目第4-6参照 ② 廃校・余裕教室等改修事業 特別支援学校における近年の児童生徒数の増加に対応するため、廃校や余裕教室等の既存施設を活用して学校(分校や分教室を含む。)を整備することにより、特別支援学校の教室不足の解消を図るための工事 ＜工事内容＞ ・ 余裕教室や廃校等の既存施設を特別支援学校の用に供するように改修し、障害児等の学習環境を改善する工事 ・ 特別支援学校の教室不足を解消することに伴い必要となる工事 ＜交付金算定対象の範囲(施設整備計画における工事費)＞ ・ 1校あたり400万円以上の事業が対象 ※ 2箇年以上の工事については、施設整備計画に計上している工事全体の実工事費に対して適用	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課
幼稚園	幼稚園の園舎の新增築事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く。)の園舎の新築及び増築事業	国直 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 〈充当率〉75%		＜資格面積＞ 「当該幼稚園の学級数に応ずる必要面積※」－「保有面積」 ＝「資格面積」 ※ 必要面積 運用細目第4-1参照	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																																																
学校給食施設	学校給食施設整備事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	公立の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設の整備に関する新・増築、改築事業 但し、算定割合について、へき地の特例あり <table><tr><th colspan="3">へき地算定割合</th></tr><tr><th></th><th>財政力指数</th><th>算定割合</th></tr><tr><td rowspan="3">新・増築事業</td><td>0.2未満</td><td>2/3</td></tr><tr><td>0.2以上0.4未満</td><td>5/10</td></tr><tr><td>0.4以上0.5未満</td><td>5/10</td></tr><tr><td rowspan="3">改築事業</td><td>0.2未満</td><td>5/10</td></tr><tr><td>0.2以上0.4未満</td><td>5/10</td></tr><tr><td>0.4以上0.5未満</td><td>5/10</td></tr></table>	へき地算定割合				財政力指数	算定割合	新・増築事業	0.2未満	2/3	0.2以上0.4未満	5/10	0.4以上0.5未満	5/10	改築事業	0.2未満	5/10	0.2以上0.4未満	5/10	0.4以上0.5未満	5/10	国庫 ＜新・増築＞ 補助対象事業費の1/2 ＜改築＞ 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞90% (財対債15%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	＜対象施設基準＞ ア 単独校調理場調理場施設等 <table><tr><th>児童等の数</th><th>基準面積</th></tr><tr><td>200人以下</td><td>170㎡</td></tr><tr><td>201人～400人</td><td>213㎡</td></tr><tr><td>401人～600人</td><td>266㎡</td></tr><tr><td>601人～900人</td><td>319㎡</td></tr><tr><td>901人～1,200人</td><td>361㎡</td></tr><tr><td>1,201人～1,500人</td><td>383㎡</td></tr><tr><td>1,501人以上</td><td>406㎡に1,501人を超える300人ごとに22㎡を加えた面積</td></tr></table> 上記の他に、食品貯蔵施設（へき地の学校に限る。）、炊飯給食施設、アレルギー対策室に対する基準面積あり。 イ 共同調理場共同調理場 <table><tr><th>児童等の数</th><th>基準面積</th></tr><tr><td>500人以下</td><td>374㎡</td></tr><tr><td>501人～1,000人</td><td>465㎡</td></tr><tr><td>1,001人～2,000人</td><td>884㎡</td></tr><tr><td>2,001人～3,000人</td><td>1,288㎡</td></tr><tr><td>3,001人～4,000人</td><td>1,679㎡</td></tr><tr><td>4,001人～5,000人</td><td>1,925㎡</td></tr><tr><td>5,001人～6,000人</td><td>2,195㎡</td></tr><tr><td>6,001人～7,000人</td><td>2,480㎡</td></tr><tr><td>7,001人以上</td><td>2,802㎡に7,001人を超える1,000人ごとに285㎡を加えた面積</td></tr></table> 上記の他に炊飯給食施設、アレルギー対策室に対する基準面積あり。 ＜補助対象事業費＞ ア 基準面積・建築単価により算出 <table><tr><td>基準面積</td><td>×</td><td>建築単価</td><td>+</td><td>附帯施設基準金額</td></tr></table> *基準面積：単独校調理場、共同調理場の基準面積 *建築単価 年度ごとに別途定められる。 イ 実工事費により算出 <table><tr><td>本体施設の対象内 実工事費</td><td>+</td><td>附帯施設の対象内 実工事費</td></tr></table> ア、イともに新たな学校給食施設の整備に当たり既存の学校給食施設の解体撤去を併せて実施する場合は解体撤去費も計上できる。 アとイの金額を比較し、金額が低い方に算定割合を掛け、交付金額を算出する。	児童等の数	基準面積	200人以下	170㎡	201人～400人	213㎡	401人～600人	266㎡	601人～900人	319㎡	901人～1,200人	361㎡	1,201人～1,500人	383㎡	1,501人以上	406㎡に1,501人を超える300人ごとに22㎡を加えた面積	児童等の数	基準面積	500人以下	374㎡	501人～1,000人	465㎡	1,001人～2,000人	884㎡	2,001人～3,000人	1,288㎡	3,001人～4,000人	1,679㎡	4,001人～5,000人	1,925㎡	5,001人～6,000人	2,195㎡	6,001人～7,000人	2,480㎡	7,001人以上	2,802㎡に7,001人を超える1,000人ごとに285㎡を加えた面積	基準面積	×	建築単価	+	附帯施設基準金額	本体施設の対象内 実工事費	+	附帯施設の対象内 実工事費	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課
へき地算定割合																																																																										
	財政力指数	算定割合																																																																								
新・増築事業	0.2未満	2/3																																																																								
	0.2以上0.4未満	5/10																																																																								
	0.4以上0.5未満	5/10																																																																								
改築事業	0.2未満	5/10																																																																								
	0.2以上0.4未満	5/10																																																																								
	0.4以上0.5未満	5/10																																																																								
児童等の数	基準面積																																																																									
200人以下	170㎡																																																																									
201人～400人	213㎡																																																																									
401人～600人	266㎡																																																																									
601人～900人	319㎡																																																																									
901人～1,200人	361㎡																																																																									
1,201人～1,500人	383㎡																																																																									
1,501人以上	406㎡に1,501人を超える300人ごとに22㎡を加えた面積																																																																									
児童等の数	基準面積																																																																									
500人以下	374㎡																																																																									
501人～1,000人	465㎡																																																																									
1,001人～2,000人	884㎡																																																																									
2,001人～3,000人	1,288㎡																																																																									
3,001人～4,000人	1,679㎡																																																																									
4,001人～5,000人	1,925㎡																																																																									
5,001人～6,000人	2,195㎡																																																																									
6,001人～7,000人	2,480㎡																																																																									
7,001人以上	2,802㎡に7,001人を超える1,000人ごとに285㎡を加えた面積																																																																									
基準面積	×	建築単価	+	附帯施設基準金額																																																																						
本体施設の対象内 実工事費	+	附帯施設の対象内 実工事費																																																																								

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説 明	根拠法令等	摘 要
学校体育諸施設	学校水泳プール（屋外）新改築事業 （学校施設環境改善交付金）	市町村	義務教育諸学校の屋外水泳プールを新築又は改築する事業	国直 補助対象事業費の1/3 （地震特措法第4条規定の適用のある浄水型水泳プールは1/2）		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞90% （財対債15%を含む）	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 ----- （地震特措法第4条規程の適用がある場合）元利償還金50%を基準財政需要額に算入 （財対債は50%）	＜交付要件＞ ① 義務教育諸学校の屋外水泳プール（一般型・浄水型）を新築又は改築する事業であること。 ② プール本体、これに附属する室及び浄化装置（浄水型の場合）を備えていること。 ＜補助対象事業費＞ 補助対象事業費＝水面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3＜（水面積×建築単価）の場合は、 補助対象事業費＝対象内実工事費 ※1 水面積の上限は400㎡ ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課
	学校水泳プール上屋新改築事業 （学校施設環境改善交付金）	市町村	義務教育諸学校の水泳プール上屋を新築又は改築する事業	国直 補助対象事業費の1/3 （財政力指数が1.00を超える指定都市の場合は1/3×1/（財政力指数））		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞75%		＜交付要件＞ ① 利用期間の延長等、効率的利用を図るための上屋の新築又は改築であること。 ② 主要構造部分が鉄骨構造又はこれと同等以上の耐用年数を有する構造のものであること。 ＜補助対象事業費＞ 補助対象事業費＝上屋内面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3＜（上屋内面積×建築単価）の場合は、 補助対象事業費＝対象内実工事費 ※1 上屋内面積の上限は600㎡ ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課
	学校水泳プール（屋内）新改築事業 （学校施設環境改善交付金）	市町村	義務教育諸学校の屋内水泳プールを新築又は改築する事業	国直 補助対象事業費の1/3 （地震特措法第4条規定の適用のある浄水型水泳プールの場合は1/2）		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞75%		＜交付要件＞ ① 義務教育諸学校の屋内水泳プール（一般型・浄水型）を新築又は改築する事業であること。 ② 年間を通じて利用できるよう設計されたものであること。 ③ プール本体、これに附属する室及び浄化装置（浄水型の場合）を備えていること。 ＜補助対象事業費＞ 補助対象事業費＝水面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3＜（水面積×建築単価）の場合は、 補助対象事業費＝対象内実工事費 ※1 水面積の上限は400㎡ ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課
	学校水泳プール耐震補強事業 （学校施設環境改善交付金）	市町村	義務教育諸学校の既設水泳プールの耐震補強を行う事業	国直 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞75%		＜交付要件＞ 給排水管等の免震処理、設備機器の固定、水槽のFRP、ステンレス化等を行うもので、補助対象事業費が600万円以上であること。 ＜補助対象事業費＞ 補助対象事業費＝対象内実工事費 補助対象事業費の1/3を定額とし補助する。	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
学校体育諸施設	中学校武道場新改築事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	公立の中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）又は特別支援学校中学部の武道場を新築又は改築する事業	国直 補助対象事業費の1/3 (財政力指数が1.00を超える指定都市の場合は1/3×1/（財政力指数）ただし、弓道場を除く)		学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<交付要件> ① 武道を行う室及びこれに附属する室を備えていること。 武道を行う室のみを整備する場合は、原則として対象外とする。 ② 弓道場は、補助対象事業費が600万円以上であること。 <補助対象事業費> ① 柔剣道場、柔道場、剣道場、相撲場、なぎなた場、その他武道場 補助対象事業費＝床面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3<（床面積×建築単価）の場合は、補助対象事業費＝対象内実工事費 ※1 床面積の上限は以下のとおり ・柔剣道場・・・450㎡ ・柔道場、相撲場及びその他武道場・・・250㎡ ・剣道場、長刀場、銃剣道場・・・300㎡ ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費 ② 弓道場 補助対象事業費＝対象内実工事費 補助対象事業費の1/3を定額とし補助する。	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課
スポーツ施設（社会体育施設）	地域スイミングセンター新改築事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	屋内又は屋外の水泳プール（一般型・浄水型）を新築又は改築する事業	国直 補助対象事業費の1/2 又は 1/3 (地震防災対策特別措置法第4条の規定を受ける浄水型水泳プールについては1/2) (他の公共施設との複合化・集約化を行う場合は1/2)		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<交付要件> 1 一般の利用に供するための地域スイミングセンターを新築又は改築する事業であること。 2 次に掲げる整備要件を満たすものであること。 (1) 屋内スイミングセンター ア 一般型 屋内温水プールで、水泳プール本体及びこれに附属する室を備えている建物であること。 イ 浄水型 屋内温水プールで、水泳プール本体及びこれに附属する室に加え、災害時にプール水を飲料水等に活用できる浄化装置を備えている建物であること。 (2) 屋外スイミングセンター 浄水型 水泳プール本体及びこれに附属する室に加え、災害時にプール水を飲料水等に活用できる浄化装置を備えていること。 3 整備する水泳プールの水面積は200㎡以上であること。 <補助対象事業費> 補助対象事業費＝水面積※1×建築単価※2（プール分） ＋床面積※3×建築単価（付属室分） ただし、対象内実工事費※4<（水面積×建築単価）＋（床面積×建築単価）の場合は、補助対象事業費＝対象内実工事費 ※1 水面積の上限は600㎡ ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 床面積の上限は100㎡ ※4 本工事費及び附帯工事費	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課
	地域水泳プール新改築事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	屋内又は屋外の水泳プール（浄水型）を新築又は改築する事業	国直 補助対象事業費の1/2		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<交付要件> 1 地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、一般の利用に供するための屋内又は屋外の浄水型水泳プールを新築又は改築する事業であること。 2 水泳プール本体、これに附属する室に加え、災害時にプール水を飲料水等に活用できる浄化装置を備えていること。 3 屋内水泳プールは年間を通じて利用できる屋内温水プールであること。 <補助対象事業費> 補助対象事業費＝水面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3<（水面積×建築単価）の場合は、補助対象事業費＝対象内実工事費 ※1 水面積の上限は以下のとおり ・屋内水泳プール・・・600㎡ ・屋外水泳プール・・・400㎡ ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
スポーツ施設（社会体育施設）	地域スポーツセンター新改築事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	屋内総合スポーツ施設を新築又は改築し、あるいは改造する事業	（国直） 補助対象事業費の1/3 （他の公共施設との複合化・集約化を行う場合は1/2）		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞ 75%		＜交付要件＞ - 一般の利用に供するための地域スポーツセンターを新築又は改築し、あるいは改造する事業であること。 - 整備後の床面積は2,000㎡以上であること。 - 競技をするために必要な室及びこれに附属する室を備えていること。 - 改造事業については社会体育施設整備費補助金又は公立学校等施設整備費補助金の交付を受けて建築後20年以上を経過した、床面積が1,500㎡以上の体育館であること。また、地域スポーツセンターとして新たな機能を付加する改造を行うものであり、交付対象経費（実工事費から交付対象外経費を除外した額）が6,000万円以上であること。 ＜補助対象事業費＞ - 新築又は改築 補助対象事業費＝床面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3＜（床面積×建築単価）の場合は、補助対象事業費＝対象内実工事費 ※1 床面積の上限は4,000㎡ ただしスポーツ科学研究スペースもしくは宿泊スペースの機能を付加する施設及び高齢者、障害者に配慮された施設は6,000㎡ ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費 - 改造 補助対象事業費＝対象内実工事費 補助対象事業費の1/3を定額とし補助する。	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課
	地域屋外スポーツセンター新改築事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	照明施設及びクラブハウスを備えた多目的屋外運動場を新築又は改築する事業	（国直） 補助対象事業費の1/3 （他の公共施設との複合化・集約化を行う場合は1/2）		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞ 75%		＜交付要件＞ - 一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターを新築又は改築する事業であること。 - 照明施設及びクラブハウスを備えている屋外運動場であること。 - 屋外運動場は、陸上競技場、球技場（野球場及びコートを除く）又は多目的運動場とし、グラウンドの面積が5,000㎡以上であること。 - 照明施設は、被照明面積に対し、二辺以上の方向から照明され、地上面における平均照度が200ルクス以上であること。 - クラブハウスは、更衣室、シャワー室、便所、用具室等を備えていること。 ＜補助対象事業費＞ - 補助対象事業費＝整備面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3＜（整備面積×建築単価）の場合は、補助対象事業費＝対象内実工事費 ※1 整備面積の上限は以下のとおり ・屋外運動場・・・グラウンド面積10,000㎡ ・照明施設・・・被照明面積10,000㎡ ・クラブハウス・・・床面積330㎡ ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課
	地域武道センター新改築事業（学校施設環境改善交付金）	市町村	武道場を新築又は改築する事業	（国直） 補助対象事業費の1/3 （他の公共施設との複合化・集約化を行う場合は1/2）		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞ 75%		＜交付要件＞ - 一般の利用に供するための地域武道センターを新築又は改築する事業であること。 - 武道を行う室及びこれに附属する室（管理室、談話室、トレーニング室、更衣室、便所及び用具室等）を備えていること。 - 整備する武道場（弓道場を除く）の床面積が550㎡以上であること。 ＜補助対象事業費＞ - 柔剣道場 補助対象事業費＝床面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3＜（床面積×建築単価）の場合は、補助対象事業費＝対象内実工事費 ※1 床面積の上限は2,100㎡ ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費 - 弓道場 補助対象事業費＝対象内実工事費 補助対象事業費の1/3を定額とし補助する。	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
スポーツ施設（社会体育施設）	社会体育施設耐震化事業（構造体の耐震化）（学校施設環境改善交付金）	市町村	耐震診断の結果、一定の耐震性能が確保されていない社会体育施設の耐震化を行う事業	国直 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞ 75%		＜交付要件＞ - 耐震診断の結果、次のいずれかに該当したもののについて、耐震化を行う事業であること。 - Is 値が 0.7 未満又は q 値が 1.0 未満（C T U・S D 値が 0.3 未満）の鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物 - Is 値がおおむね 1.0 以下で、かつ、補強を必要とする特別な理由のある建物 - 上記(1)及び(2)以外の非木造建物で、文部科学大臣が認めるもの（この場合、公的機関の確認を受けること。） - Iw 値 1.1 未満の木造建物 - 非木造建物については、補強後の当該建物に係る Is 値が 0.7 を超え、かつ q 値が 1.0 を超えること。 - 木造建物については、補強後の当該建物の Iw 値が 1.1 を超えること。 - 上記 2 又は 3 により難い場合は、当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られることが認定されること。 ＜補助対象事業費＞ 補助対象事業費＝補強を要する建物面積×建築単価※1 ただし、対象内実工事費※2＜（補強を要する建物面積×建築単価）の場合は、補助対象事業費＝対象内実工事費 補助対象事業費の上限は 1 施設あたり 2 億円とする。 ※1 建築単価 別で定める 1 平方メートル当たりの単価 ※2 本工事費附帯工事費及び耐震診断費等 ※3 Is 値等の「構造耐震指標」については、耐震診断第 2 次診断で得られたものとする。	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課
	社会体育施設耐震化事業（非構造部材の耐震対策等）（学校施設環境改善交付金）	市町村	社会体育施設の建築非構造部材の耐震対策等を行う事業	国直 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞ 75%		＜交付要件＞ - 構造体の耐震性を備えた公立社会体育施設のうち、非構造部材の耐震対策がなされていない施設について、非構造部材の耐震対策等を行う事業 - 対象となる工事 - 外壁及び仕上材の剥落・落下防止 - 建具及びガラスの破損・落下防止 - 間仕切り及び内装材等の剥落・落下防止 - 天井材及び天井器具の落下防止 - 屋根材の落下防止 等 ＜補助対象事業費＞ 補助対象事業費＝対象内実工事費 補助対象事業費の上限は 1 施設あたり 1 億円とする。 ※ 構造体の耐震化及びその関連工事として建築非構造部材の耐震対策工事等を一体で行う場合は、社会体育施設耐震化事業（構造体の耐震化）により申請を行うこと。 ※ 過去に社会体育施設耐震化事業（構造体の耐震化）の採択を受けている場合は、その補助対象事業費と併せて 2 億円が上限となる。	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課
	社会体育施設の質的整備事業（内部環境改善工事）（学校施設環境改善交付金）	市町村	社会体育施設の内部環境改善に向けた質的整備に係る事業	国直 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 ＜充当率＞ 75%		＜交付要件＞ - 原則として、備品に該当しない改修工事・既存設備の撤去又はその関連工事は全て対象とする。 - 一部分を改修する等の維持修繕とみなされるものは対象外とする。 - 対象となる工事 - 建物の断熱材・気密性を向上するための改修工事 - 高効率型照明器具、点滅・調光装置を整備する工事 - 省エネルギー型空調（冷暖房設備）、全熱交換器等を整備する工事 - ネットワーク環境を整備する工事 ＜補助対象事業費＞ (1)及び(2) 補助対象事業費＝対象内実工事費 (3) 補助対象事業費＝床面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3＜（床面積×建築単価）の場合は、補助対象事業費＝対象内実工事費 ※1 床面積 空調設置工事の対象となる室等の床面積 ※2 建築単価 別で定める 1 平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費 1 施設当たりの交付対象経費の上限額は 2 億円とする。下限額は 400 万円とする。 1 施設で対象となる工事を行うにあたり、それぞれの事業が下限額を下回ったとしても、合算した工事費が 1,200 万円以上であれば申請できる。 ただし、合算した場合であっても上限額は 2 億円とする。 空調の設置・改修について、当該建物に断熱性があることを要件とする。	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説 明	根拠法令等	摘 要
スポーツ施設 (社会体育施設)	社会体育施設の質的整備事業(空調整備工事) (学校施設環境改善交付金)	市町村	社会体育施設の空調整備に係る事業	国直 補助対象事業費の1/3 (新設の場合は1/2)		学校教育施設等整備事業 〈充当率〉75%		＜交付要件＞ スポーツを行うために必要な全ての室（体育室・武道室及びこれに附属する室等）を対象とし、その冷暖房設備の設置（工事を伴う新設・更新）に要する経費及びその関連工事 ＜補助対象事業費＞ 補助対象事業費＝床面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3＜（床面積×建築単価）の場合は、補助対象事業費＝対象内実工事費 ※1 床面積 空調設置工事の対象となる室等の床面積 ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費 1 施設当たりの交付対象経費の上限額は2億円とする。下限額は400万円とし、施設単位ごとに上回っていれば、補助対象とする。 耐震化事業と同時併行で実施する場合には、併せた工事費が下限額を上回る場合に対象とする。 当該建物に断熱性があることを要件とする。	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課